

政策支援融資 地域産業振興特区資金要綱

1 目的

この融資制度は、総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）第31条に規定する地域活性化総合特区として指定を受けた京都市地域活性化総合特区において、法第35条に規定する地域活性化総合特別区域計画（以下「特区計画」という。）に定める事業の実施に必要な資金を融資し、特区計画に係る事業の促進を図ることを目的とする。

2 融資の対象

融資の対象は、原則として府内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者（個人及び会社等をいう。）及び組合（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等をいう。以下同じ。）で、特区計画により京都市内において活用が認められた国の総合特区支援利子補給金制度（以下「特区利子補給」という。）について、京都市から総合特区支援利子補給金支援対象事業者確認書（以下「確認書」という。）の発行を受けた中小企業者等で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となるものとする。

3 資金の使途

融資する資金の使途は、特区計画の実施に必要な資金であって、旅館・ホテル、料亭及び観光土産品小売店等の産業観光施設に係る新設、改修・増改築又は設備の整備等に係るもののうち、次に掲げるとおりとする。ただし、寺社仏閣に係るものは対象としない。

- （1）運転資金（ただし、内閣府による特区利子補給の審査において認められた金額の範囲内。）
- （2）設備資金

4 融資の限度額

融資する資金の額は、1企業当たり10億円を限度とする。

ただし、保証協会の保証を付す場合にあっては、保証協会の普通保証利用可能額の範囲内とする。

5 融資の期間

融資の期間は、5年以上10年以内とする。

ただし、設備資金（運転資金との併用を除く。）については対象設備の耐用年数を上限として、5年以上15年以内の取扱いを可能とする。

6 融資の利率

融資の利率は、年1.7%の以内で9（1）の金融機関が定める固定金利とする。

ただし、特区利子補給による金利軽減期間終了に伴う金利変更は除くものとする。

7 返済方法

融資を受けた資金の返済方法は、原則として元金均等月賦返済とする。
ただし、必要に応じて1年以内に限り、据え置くことができるものとする。

8 保証人及び担保

融資に当たっては、必要に応じ、保証協会の保証を付すものとする。

担保の取扱いについては、保証協会の保証を付する融資にあつては保証協会の定めるところにより、保証協会の保証を付さない融資にあつては9（1）の金融機関の定めるところによる。

保証人については、必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。

9 相談及び受付機関

- （1）融資の相談及び受付機関は、特区利子補給において、内閣総理大臣の指定を受けた次に掲げる金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

京都銀行

京都信用金庫

京都中央信用金庫

三菱UFJ銀行

- （2）取扱金融機関は、本制度による融資を受けようとする者の申込資格を確認のうえ、申込を直接受け付けるものとする。

10 提出書類

融資申込書（取扱金融機関所定）には、次に掲げる書類の添付を必要とする。

- （1）最近の試算表等（貸借対照表、損益計算書等）
- （2）許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し
- （3）府税・京都市税の納税証明書（京都市以外の企業にあつては、府税の納税証明書のみ）
- （4）京都市からの確認書の写し
- （5）必要に応じ信用保証委託申込書（保証協会所定）
- （6）必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し
- （7）その他取扱金融機関及び保証協会が必要と認めた書類

11 各機関の事務処理

- （1）取扱金融機関は、受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を調査・審査し、融資ができるものについては、必要に応じて保証協会へ保証依頼を行うものとする。
- （2）保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関へ送付するものとする。
- （3）取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の経営支援緊急融資制度要綱「地域産業振興特区融資・京都市地域活性化総合特区事業促進資金」取扱要領に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。